

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>当館のスロープカーは、バリアフリー対策として、高齢者、身体障がい者、幼児同伴者等の身体的・体力的ハンディのある来館者のために設置されたもので、より安全で快適な運行性能を求められている。 このため、当スロープカーの構造・性能・安全機能面を十分熟知している者に委託する必要がある。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>委託予定業者である(株)嘉穂製作所は、当スロープカーの製造・設置者である。来館者の安全性等に配慮し、確実性のある保守点検を行うことができるのは、当スロープカーの構造に精通している(株)嘉穂製作所以外にはいない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。